

京都市監察規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第100号

京都市監察規則の一部を改正する規則

京都市監察規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び保健所」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局コンプライアンス推進室)